

第 1 7 回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 1 2 月 1 0 日（火）午後 3 時 0 0 分から午後 3 時 5 5 分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室 3 0 1

3. 在任委員数 1 8 名

4. 出席委員 1 6 名

役職名	議席番号	氏 名	役職名	議席番号	氏 名
会長	1 2	寺田 勝典	委員	9	勝井 麻有美
副会長(会長職務代理者)	1 8	今井 百合	委員	1 0	奥村 淳子
委員	1	藤井 利徳	委員	1 1	奥村 喜美子
委員	2	福永 克哉	委員	1 3	黄瀬 忠幸
委員	3	緩利 哲治	委員	1 4	植西 良隆
委員	4	曾我 秀美	委員	1 5	林田 清光
委員	5	中本 芳美	委員	1 6	鍋家 善幸
委員	8	山崎 容子	委員	1 7	山川 芳範

5. 欠席委員 議席 6 番 福野 憲二
議席 7 番 森地 良彦

6. 議 長 議席 1 2 番 寺田 勝典 会長

7. 議事録署名委員 議席 1 8 番 今井 百合 委員
議席 1 番 藤井 利徳 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第 8 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議について
- 議案第 8 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請審議について
- 議案第 8 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議について
- 議案第 8 6 号 事業計画変更承認申請審議について
- 議案第 8 7 号 農地利用集積計画の決定について
- 議案第 8 8 号 農業委員会の委員の欠員に伴う意見について
- 報告案件 1 農地転用届出に係る専決処分報告について
- 報告案件 2 地域農業経営基盤強化促進計画（案）の報告について

6) 報告事項

- 事務局報告

7) 閉会

9. 事務局出席者（4 名）

局長	田村 勝也
局次長	大西 努
係長	西田 輝彰
係長	澤田 均

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。

議長 最初に諸般の報告を行います。

去る12月6日の甲賀市議会定例会において、甲賀市農業委員会の委員の任命についての同意を得て、甲賀市長より任命された福永克哉委員が、今総会から出席をいただきますので、報告いたします。

福永委員の議席番号につきましては、甲賀市農業委員会総会会議規則第9条第2項の規定により、最初に出席する総会において、議長が定めとなっておりますので、前委員の欠番である2番と定めます。

なお、委員の任期は、令和6年12月6日から令和8年7月19日までの、前任の残任期間となります。

ここで、福永委員より、就任のあいさつをいただきます。

【福永委員 あいさつ】

議長 福永委員ありがとうございました。

なお、福永委員の担当エリアは、甲南町の前任の担当エリアとなります。

議長 次に、会長就任に伴い、欠員となりました役員会の委員につきましては、甲賀市農業委員会規程第6条の規定により、黄瀬忠幸委員を任命いたしました。

どうかよろしくお願いします。

以上で報告を終わります。

議長 総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、福野憲二委員、森地良彦委員。遅参、早退の届出はございません。よってただ今の出席委員は16名で、法定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席18番今井百合委員、議席1番藤井利徳委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。

最初に、議案第83号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

3条調書、整理番号59については、議案第85号「農地法第5条第1項の規

定による許可申請審議について」の5条調書、整理番号48と関連がございますので一括審議といたします。なお、採決は個別に行います。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号59番と、議案第85号、5条調書の整理番号48番について、一括して説明します。整理番号59番についての調書は3ページ、参考図は1ページ2ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

内容は、日野町にある太陽光発電施設から発電所及び高圧鉄塔に連携するための送電線を農地の地下に埋設するための地役権の設定です。3条申請は一般的に農地の権利移動が対象となりますが、今回は地役権設定が対象となります。日野町農業委員会との調整を経て、譲渡人の農地の地下1mに、総延長およそ1.7kmの送電線を埋設されるもので、土地使用にあたり地役権を設定されるものです。設置については、日野町から南方向に続く農道をベースにしつつ、現在不耕作であり、営農に支障がない農地の地下に設置されるほか、埋設する深さが1m以上のため、上部の耕作には支障がないと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続きまして5条調書、整理番号48番について説明します。調書は7ページ、参考図は同様に1ページ、2ページ、土地利用計画図は3ページ、4ページです。申請地は、市街化調整区域内の青地農地です。

申請内容は、工事用仮設道路を目的とする農地の地役権設定で、一時転用です。計画によると、先ほどの3条申請のとおり、日野町内でのまとまった太陽光発電設備の設置計画に伴い、高圧鉄塔への連結のために鉄塔付近に352平方メートルの変電所を築造されます。この設置工事に関し、大型車の通行確保のために幅員狭小部を拡幅し、延長639.12mの仮設道路を設置されます。なお、先ほどの3条申請における送電線は当該道路部の地下に配備されることになります。許可後、転用工事に着手し、令和7年1月から令和10年1月まで築造工事をされます。造成工事については、必要最小限の盛土により整備され、既存の里道をベースに拡幅されるとともに、里道が途切れるところからは、仮設道路を設置されます。雨水排水については、自然地下浸透ですが、周囲が里道及び長年不耕作地である農地に囲まれていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意は得られているとともに、事業に要する資金は借入金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 3条調書、整理番号59については、議席1番藤井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号1番藤井です。11月6日に譲受人の担当者、土地家屋調査士、池本最適化推進委員と現地確認を行い、その際に譲受人等から今後の工事の進捗等に関するヒアリングを行いました。詳細は、事務局からの説明の通りです。譲受人は地元への説明会を実施しており、地元の改良組合等からの了承を得ています。太陽光発電施設から鉄塔までの電線は里道の下と農地の一部の下に埋められますが、今回の案件は工事車両等を通すために農地の一部を埋め立てるものとなります。工事終了後は、現状復旧されるということです。この辺り一帯の農地は既に長年不耕作の荒廃地であるため、今回の工事による周辺農地への影響はないと考えられます。したがって本案件を許可相当と判断しました。どうぞご審議よろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号11池本推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号11池本です。今説明がありました通り周辺は荒廃農地です。日野町地先に太陽光発電施設を設置され、甲賀市内の鉄塔まで電線をつなげるための里道の拡幅と地役権設定による道路拡幅です。周辺の土地にとっても、里道が拡幅されるため通行しやすくなります。よって、特に支障はありません。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら一括してお伺いします。

なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前を言ってから発言をお願いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、まず3条調書、整理番号59について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号59については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号48について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号４８については、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、３条調書、整理番号６０について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号６０番について説明します。参考図は５ページ、６ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。
譲渡人は高齢でかつ後継者がいないため、農地の処分を検討していたところ、これまでから耕作をしていた譲受人とで、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、農地の構造改善がなされて以降、数十年に渡って管理と作付けをしてきた農業者であり、申請地にて水稻の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 ３条調書、整理番号６０については、議席１６番鍋家委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号１６番鍋家です。ただいま事務局から説明いただいた通りです。１０月３０日に清水推進委員と現地確認を行い、申請者から申請理由について聞き取りを行いました。譲渡人は高齢で後継者もないため、以前から耕作を依頼している譲受人と話がまとまったので申請をされました。耕作には何ら問題がないので許可相当と判断いたしました。どうぞご審議いただきますようお願いいたします。
- 議 長 続いて、区域番号１５清水推進委員、意見ををお願いします。
- 担当推委 区域番号１５清水です。従来から譲受人が耕作されており、農地利用最適化に関しては支障がありません。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等もないようですので、３条調書、整理番号６０について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】

- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号 60 については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3 条調書、整理番号 61 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号 61 番について説明します。参考図は 7 ページ、8 ページ、9 ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。
譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、空き家バンクにより新たに農地を取得する譲受人との間で、農地の所有権移転について合意し申請されました。譲受人は参考図 9 ページの農地に隣接する建物を購入し、親族とともに移住する予定であり、申請地で野菜の栽培を行う予定です。また、参考図 8 ページの農地は現状、雑木が生い茂っているものの、移住後これを段階的に伐採し、同様に野菜・果樹の栽培を行う予定です。譲受人はこれまでの居住地で耕作経験があり、農業への従事期間を十分に確保しつつ、親族の応援を得ながら耕作される見込みであり、営農には支障ないものと考えます。
申請内容を審査した結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 3 条調書、整理番号 61 については、議席 10 番奥村委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号 10 番奥村です。10 月 19 日に吉田推進委員と土地家屋調査士で現地確認を行いました。譲受人は遠方にお住まいで、今回農地と住居を購入され、1 年以内に甲賀市に引っ越しを考えておられます。現在の居住地でも耕作経験があり、その経験を生かして申請地でもブルーベリーやじゃがいもを栽培される予定です。譲受人は今後も農地として活用されることから、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
- 議 長 続いて、区域番号 28 吉田推進委員、意見ををお願いします。
- 担当推委 区域番号 28 吉田です。重複する部分もありますが、補足説明させていただきます。譲渡人は所有農地のある甲賀町相模にお住まいでしたが、10 年ほど前に転居されました。農地の約 19 a は委託し、農地の約 1 a の畑は不耕作状態となっています。関係者の紹介により、譲受人が該当農地、宅地や建物を購入され 1 年以内に転居される予定となっています。譲受人は稲作経験があり、転居後は果樹や野菜をされる予定です。農地利用適正化の観点から、農地の維持や管理ができるものと考えられるので、問題ないと思われます。

- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号61について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号61については、許可とすることに決定いたします。
議案第83号については、以上であります。
- 議 長 続きまして、議案第84号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
4条調書、整理番号11について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号11番について説明します。調書は5ページ、参考図は10ページ、11ページ、土地利用計画図は12ページです。申請地は、市街化調整区域内の青地農地です。
申請内容は、工事用道路及び農業用施設を整備するための申請です。計画によると、申請地の南に位置する所有家屋解体に伴い、作業車両の通行確保のために道路幅員を拡幅することに合わせて、同敷地内の一角を一続きに整地し、農業用ハウス3棟を設置されます。申請地は原則転用不可の農用地区域内農地ですが、一時転用及び農業用施設整備のための転用は例外許可できることとされています。今回、道路拡幅部の盛土は撤去せず存置し、農業用ハウス設置のための田畑形状変更を兼ねて整備されるものです。造成工事については、地盤は道路を超えない高さで30cm程度、盛土整備されるとともに、自己所有地の中で縁切りされるため、周囲への土砂流出は見込まれません。雨水排水は自然地下浸透処理ですが、現況が畑地ベースであるとともに、自己所有地の中で完結されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。また農地転用に際し地元関係者の同意が得られております。
以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。
- 議 長 4条調書、整理番号11については、議席10番奥村委員、説明をお願いしま

す。

担当農委 議席番号１０番奥村です。１０月２６日に廣岡推進委員、地元区長、農事改良組合長と申請人で現地確認を行いました。申請人は申請地の近くに家屋を購入され、その家屋を解体するための工事車両用の道路を設けるための一時転用です。地元の方も同意済みですので許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく願います。

議 長 続いて、区域番号２６廣岡推進委員、意見を願います。

担当推委 区域番号２６廣岡です。古民家を建て直しするために工事車両用の道路を設けるための一時転用です。何ら問題なく許可相当と判断します。また、近隣住民や町内会の方にも了解を得ています。どうぞご審議のほどよろしく願います。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、４条調書、整理番号１１について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号１１については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、４条調書、整理番号１２について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号１２番について説明します。参考図は１３ページ、１４ページ、土地利用計画図は１５ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第３種農地です。

申請地は母屋及び貸資材置場にするための申請です。申請地は従前畑であるものの、既に居宅となっており、隣接農地もこれまで資材置場用地として利用されています。新たな造成工事はなく、宅地は道路及び石垣により縁切りされており、雨水は敷地内の排水処理施設を通じて放流されています。また、隣接する資材置

場は道路地盤まで盛土されており、自然地下浸透処理であるものの、これまでから周囲に影響はなく、現在も除草管理されていることから転用による周辺農地への被害はないものと考えます。また農地転用に際し地元関係者の同意が得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

議 長 4条調書、整理番号12については、議席13番黄瀬委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番黄瀬です。申請地域の農業組合長及び福山推進委員と現状確認を行い、問題ないと判断させていただきました。よろしくご承認のほどお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号40福山推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号40福山です。申請人は近隣の親戚から住居の保全管理、隣接する田の維持管理を頼まれており、現状を綺麗に保たれています。また、用水と排水も綺麗に使用されており、問題ないことを確認しております。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号12について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号12については、許可とすることに決定いたします。
議案第84号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第85号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
5条調書、整理番号47について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号４７番について説明します。調書は７ページ、参考図は１６ページ、１７ページ、土地利用計画図は１８ページです。申請地は、市街化調整区域内の第３種農地です。

申請内容は、自己用戸建専用住宅の敷地及び駐車場を目的とする農地の使用貸借です。計画によると、譲受人のライフスタイルの変化に加え、申請地に隣接して暮らす家族の世話など、将来的な生活を見据える中で、親族が所有する当該地を貸借し、既存の建物を解体後、建築面積６４．２４平方メートル、建ぺい率２０．９９％となる、戸建て住宅を建築されます。なお、これに合わせて、代替地の駐車スペースとして３台分を確保されます。造成工事は、既存建物の地盤を活用されるため、特段の盛土による造成はありません。雨水排水については、敷地内の排水桝を通じて、南側の道路側溝に接続し放流されることから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は借入金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第５条第２項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 ５条調書、整理番号４７については、議席８番山崎委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号８番山崎です。ただいま、事務局でご説明いただいたとおりです。山崎推進委員と関係機関３名で現地確認を行ったところ、周りに田がないので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 続いて、区域番号６山崎推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号６山崎です。事務局と農業委員の説明の通りで、問題及び支障がないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、５条調書、整理番号４７について採決いたします。

許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号47については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号48については、先ほど審議を終えております。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号49について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号49番について説明します。調書は8ページ、参考図は19ページ、20ページ、土地利用計画図は21ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。

申請内容は、自己用住宅を目的とする農地の使用貸借です。計画によると、譲受人のライフスタイルの変化に加え、申請地に隣接して暮らす家族の世話など、将来的な生活を見据える中で、親族が所有する当該地を貸借し、建築面積115.09平方メートル、建ぺい率30.34%となる、戸建て住宅を建築されます。造成工事は、盛土により整地し、必要最小限の土地分筆したうえで、敷地東側に住宅を配置されます。また、土砂が流出しないように、敷地境界にはコンクリート構造物を設置されます。雨水排水については、敷地内の排水桝を通じて、南側の道路側溝に接続し放流されることから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金及び借入金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

議 長 5条調書、整理番号49については、議席13番黄瀬委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番黄瀬です。事務局でご説明いただいたとおりです。譲渡人、譲受人、農業組合長と福山推進委員と現地確認を行いましたところ、何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号40福山推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号40福山です。事務局と農業委員の説明のとおりです。譲受人は実家の前に住居を構え家族で居住する予定です。なお、譲受人は農業に対しても理解のある若手で、近隣の方々とも親交があるため、問題がないと考えています。以

上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号49について採決いたします。

許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、5条調書、整理番号49については、許可とすることに決定いたします。

議案第85号については以上であります。

議 長 続きまして、議案第86号「事業計画変更承認申請審議について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号3番について、説明します。事業計画変更の調書は10ページ、参考図は22ページ、23ページ、24ページです。申請地は、市街化調整区域内の青地農地です。

申請内容は、工事用道路、資材ヤード、仮設事務所の設置を目的とする、農地の賃貸借で、一時転用です。本件は、新名神高速道路の6車線化事業に伴う池田高架橋拡幅工事上り線における工事関連用地として、令和6年3月の総会で承認し、5条許可を受けられました。今回その工事内容自体に変更はなく、すでに現場は事業用地として形状変更がなされたところですが、高速道路全体の進捗管理の中で、本体発注元において工期見直しがなされたことで、当初計画者との契約が終了することになったことから、工事継続のため、本体発注元がそのまま直営として事業承継するための申請です。今回の事業計画変更に際し、地元関係者の同意は得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 事業計画変更承認申請、整理番号3について、議席9番勝井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号 9 番勝井です。事務局でご説明いただいたとおりです。令和 6 年 3 月の総会の 5 条案件の許可を受けた案件で、工期変更に伴い発注元が直営として事業承継するための申請です。1 1 月 1 2 日に吉田推進委員と工事請負をされていた鉄建建設株式会社の所長と N E X C O 西日本の工事担当と現地確認を行い説明を受けました。現地の状態及び計画変更についても問題なく許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号 3 5 吉田推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号 3 5 吉田です。事業計画の遅れにより工期外となるため、経営主体による借地契約の借り換え及び農地転用の継続の申請です。工事完了後は元の圃場に原状復旧される予定と聞いております。農地利用最適化において、現時点では問題ないと考えます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、議案第 8 6 号「事業計画変更承認申請審議について」の整理番号 3 について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第 8 6 号「事業計画変更承認申請審議について」の整理番号 3 については、承認することに決定いたします。
議案第 8 6 号については以上であります。

議 長 続きまして、**議案第 8 7 号「農用地利用集積計画の決定について」**を議題いたします。
なお、議席 1 8 番今井委員におかれましては、「農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項」議事参与の制限により、当案件の審議の間、退席を求めます。
事務局の説明を求めます。

【今井委員 退室】

事 務 局 議案第 8 7 号について説明します。今月の決定は、2 件です。1 2 ページの利

用権等設定総括表をご覧ください。

賃貸借権設定の面積は、１０，５００平方メートルです。借り手、貸し手と、農地の所在、面積、期間等は、１３ページの利用権設定等の明細のとおりです。次に、借り手の農地台帳による経営状況は、１４ページのとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、議案第８７号について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第８７号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をいたします。
議案第８７号については以上であります。
それでは、今井委員の入室、着席を求めます。

【今井委員 入室 着席】

議 長 続きまして、議案第８８号「農業委員会の委員の欠員に伴う意見について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第８８号について説明します。議案書は１５ページです。令和６年１１月２２日に伴慎也農業委員が逝去されたことに伴う欠員となった委員の補充について、役員会で慎重審議をいただいたうえで、地元地域の農業委員、最適化推進委員との地域ブロック会議で協議し確認させていただいたところ、対象地域や残りの任期を勘案して、現状において運営に支障なしと判断し、欠員に伴う委員の補充については必要ない旨を意見することとします。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご意見、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご意見も無いようですので、議案第 88 号について採決いたします。
「農業委員会の委員の欠員に伴う意見について」に関して、対象地域や残りの任期を勘案して、現状において運営に支障なしと判断し、欠員に伴う委員の補充については必要ない旨を意見することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第 88 号については、「農業委員会として、現状において欠員の補充については必要ない」旨を市長へ報告することに決定いたします。
なお、欠員の地域については、同じブロックの議席番号 15 番林田委員が担当いただけることを確認しておりますが、該当の地域の委員だけでなく、他の担当地域の委員や推進員も相互に協力し合いながらの対応をお願いいたします。
議案第 88 号については以上であります。

議 長 続きまして、報告案件 1 「農地転用届出に係る専決処分報告について」事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告します。調書は 16 ページ、参考図は 25 ページから 26 ページです。市街化区域内の農地転用事案について、今月は農地法第 5 条の届出が 2 件、いずれも住宅建築を目的とするものです。以上です。

議 長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等ございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 続きまして、報告案件 2 「地域農業経営基盤強化促進計画（案）の報告について」事務局の報告を求めます。

事 務 局 地域農業経営基盤強化促進計画（案）について、市農業振興課に 13 件の提出がありました。提出された地域は、水口町八田、名坂、宇川、岩坂、高山、土山町徳原・三軒家、甲賀町大久保、油日、上野、甲南町下野川、新治、信楽町宮町、勅旨です。詳細については、地域計画参考資料のとおりです。なお、策定済件数は 12 件です。

農業委員会として、特に意見することは無いと考えます。

- 議 長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等ございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 無いようですので、地域農業経営基盤強化促進計画（案）に対する意見については、該当が無かった旨、市に報告します。
- 議 長 報告案件は以上です。
 これで「審議案件」ならびに「報告案件」を終了いたします。
- 議 長 続きまして、「6．報告事項」に入ります。
 「事務局報告事項」について、順次事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 事務局報告事項に入ります。
 ・ 農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告
 ・ 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解除通知
 ・ 委員の担当区域の選任について
 ・ 経過と予定
- 議 長 報告事項は以上でございます。
- 議 長 それでは、ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。